

3月～4月は自治会加入促進月間です

●問=地方創生課 Tel.23-1148

自治会(区・組)は、地域の住民がお互いを助け合うという心から生まれた地域に最も身近な組織です。各地域にあるごみ集積所の維持管理や、地域の清掃活動、子どもたちや高齢者の見守り活動、災害時の助け合いなどの地域活動を通し、近隣住民がいざというときに支え合うことを目的としています。

加入方法や区費・組費など分からないことがありましたら最寄りの区長・組長にご相談ください。

また、お住まいの区がどこか、区長がわからないなどは、地方創生課までお問い合わせください。自治会(区・組)に加入し、地域の支え合いに参加しませんか。



▲区・組への加入はコチラから

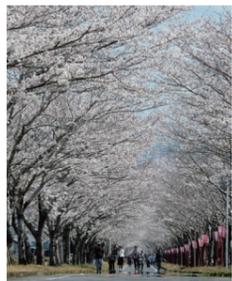


▲eコママップはコチラから

まきばの桜まつり 2025

約1千本の桜並木を満喫しながら、ステージイベントや屋台、夜桜花火を楽しみませんか?

開催日時 3月22日(土) 11時30分～20時
会場 牧場演芸場
問い合わせ まきばの桜まつり実行委員会事務局 Tel.23-1174



第14回のじりこびあ桜まつり

桜の咲き誇る園内で、ステージイベントや特産品・グルメの出店、抽選会が行われます。

開催日時 3月29日(土) 9時～15時30分
会場 のじりこびあ野外ステージ前
問い合わせ のじりこびあ Tel.44-3000



3月末・4月初めの時間外窓口開庁日

●問=市民課 Tel.23-1112

引越しなどの多い3月末～4月初めにかけて、休日や時間外に臨時的に窓口業務を行います。



Table with 3 columns: 日程, 時間, 開庁する窓口. Rows show dates from 3/27 to 4/3 and corresponding office hours and departments.

第60回福祉しょっぷ Emi-Asu

●問=福祉課 Tel.23-0111

障がいについての理解促進を図るため、障がい福祉サービス事業所などで作った製品を展示・販売します。

日時 3月13日(木曜) 10時～13時
場所 市役所本館1階 多目的スペース
展示・販売商品 クッキー、パン、ドレッシング、加工食品、季節の野菜・果物、手工芸品、木工品など



パブリックコメントの結果

●問=上下水道課 Tel.23-0321

「小林市水道事業経営戦略」
「小林市下水道事業経営戦略」
の改定案について、意見を募集しましたが、意見はありませんでした。
募集期間 12月20日(金曜)～1月23日(木曜)
寄せられた意見 0件

令和7年度自衛官等募集事務の除外申し出

市では、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの資料提供依頼に応じて、自衛官、自衛官候補生の募集事務に必要な募集対象者情報を提供しています。自衛隊への情報提供を希望しない人は、事前に申し出ることによって、自衛隊へ提供する情報から除外することができます。

対象者 市内に住民登録があり、令和7年度中に18歳か22歳に到達する人
受付期限 3月31日(月曜)
提出書類 除外申出書(窓口で入手できます)、対象者本人の本人確認書類、手続きする人の本人確認書類
申・問 危機管理課 Tel.23-1175

募集

令和7年度 自衛官等募集

予備自衛官補(一般・技能)

予備自衛官とは 一般の社会人や学生などの自衛官未経験者を公募・募集し、教育訓練後、「予備自衛官」として任用する制度です。

資格 18歳以上52歳未満の者

技能 18歳以上で各種国家免許資格を有する55歳未満の者

受付締切 4月8日(火曜)
試験日 4月10日(木曜)

試験日 4月12日(土曜)

幹部候補生(一般)

資格 22歳以上26歳未満の者

受付期間 3月1日(土曜)～4月4日(金曜)

試験日 4月12日(土曜)

13日(日曜) 予定
場所 受付時に通知します

自衛隊一般曹候補生

資格 18歳以上で採用予定月の末日現在、33歳に達していない者

受付期間 3月1日(土曜)～5月7日(水曜)

試験日 5月17日(土曜)

一次(WEB) 5月17日(土曜)

二次(場所は受付時に通知) 6月19日(木曜)～21日(土曜)のいずれか1日

自衛隊自衛官候補生

資格 18歳以上で採用予定月の末日現在、33歳に達していない者

受付締切 5月12日(月曜)

試験日 5月17日(土曜)

24日(土曜)の間に実施 ※詳細は問い合わせください

場所 WEBと新田原基地

申・問 自衛隊宮崎地方協力本部

小林地域事務所

小林市細野266・1

小林法務合同庁舎2F Tel.22・5254

案内

国民健康保険修学中の被保険者の特例

小林市国民健康保険加入者が高校や大学などへの修学のために市外に転出する場合は、手続きを行うことで引き続き小林市国民健康保険に加入する特例制度があります。

修学のための転出する場合
国民健康保険資格が確認できるもの
本人と世帯主のマイナンバーが確認できるもの

マイナンバーカードや通知カードなど
進学後の在学証明書か学生証
入学前での在学証明書などが取得できない場合は入学許可証や合格通知などで受け付けますが、後日在学証明書などの提出が必要で

在学中で既に特例制度を利用している場合
※毎年度提出が必要で

特例制度に該当しない人
学校教育法に規定されていない職業訓練校に通う人
学生であっても就労して生計を立てている人
結婚して修学地で世帯を持った人

社会保険などの健康保険に加入した人
卒業や退学などで学生でなくなった人

注意事項
特例制度の利用者が卒業(就職)や退学する場合は手続きが必要です。

手続きに必要なもの
国民健康保険資格が確認できるもの

国民健康保険資格が確認できるもの
本人と世帯主のマイナンバーが確認できるもの

マイナンバーカードや通知カードなど
卒業証明書か卒業証書
就職先での健康保険の資格が確認できるもの

保険証や資格確認書類など
退学した場合は退学証明書など退学を確認できるもの

受付期限 5月30日(金曜)

受付場所 ほんけん課、須木庁舎住民生活課、野尻庁舎住民生活課

問・ほんけん課 Tel.23・0116

児童手当制度改正に伴う申請はお済みですか

受付期限までに手続きがない場合、制度改正後(令和6年10月分)に遡及しての手当の支給・多子加算の適用はできませんのでご注意ください。

手続きが必要な人
中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している人

これまで所得限度額超過により支給対象外であった人
現在受給中の人で、新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる人

※既に手続き済みの方は、新たな手続きは必要ありません

最終受付期限 3月31日(月曜)

※土日祝日を除く

受付場所 3月31日(月曜)
こども課(本庁舎)

須木庁舎住民生活課
野尻庁舎住民生活課

問・こども課(本庁舎) Tel.23・1278